



東京ディズニーランドへ行きたいなら...

東京ディズニーランドへ行きたいなら、あなたはどうしますか。本山駅から高松行きの電車に乗っただけでは行けません。何度も電車を乗り換えるか、東京行きの飛行機、新幹線、バス等から自分に合った交通手段を選択する必要があります。行き方は何通りもありますが、行き先の違う乗り物に間違って乗ってしまったら目的地にたどり着けません。

新年度が始まって2か月が過ぎましたが、これまでを振り返って、皆さんは4月に立てた目標や将来の夢(行き先)に向かって進めていますか。夢や目標を実現させる道は何通りもありますが、^{かんじん}肝心の夢や目標がなければどこに向かって進めばいいかわかりません。

香川県学習状況調査(2年生対象, 令和4年11月実施)の中に次の問いがありました。

○将来の夢や目標を持っていますか.....65.6% (香川県平均)

この質問に対し、「将来の夢や目標を持っている」または「どちらかといえば持っている」と答えた生徒の割合(県平均)は上の通りでした。ちなみに本校(現3年生)の割合は、残念ながらこれを下回っていました。^{したまわ}皆さんはどうですか。

将来の夢や目標は、皆さん一人一人の“道しるべ*”であり、自分以外に誰も決めることはできません。そして、周りの人(家族や先生方)にとっても、進みたい方向が決まっている人の応援はできますが、進む方向が決まっていない人には応援の仕様もありません。1年後、2年後、3年後...10年後に、自分はどうなりたいのか、今一度真剣に考えておきたいものです。

*【道しるべ】...道の方向や目的地までの距離などを記して道ばたに立てる標識。道案内。

6月は、3年修学旅行、期末テスト、部活激励会などがあります。これらを通して、それぞれの夢や目標に一步でも近づく6月になるよう、皆さんの夢や目標を応援します。

“きみを強くする” 法律の話 ～「こども六法」より～



『こども六法』は、子どもも知っておいた方がよい法律を選び、分かりやすく書かれた法律の本です。今回は「言葉」に関するものを紹介します。

📖 図書室にもあります。

法律は私たちにきゅうくつな思いをさせるためのものではありません。私たちの自由で安心な生活を守るためのものです。

(山崎総一郎『こども六法』より)

●その一言が罪になる!●

【刑法231条】侮辱(ぶじょく)

多くの人たちの前で人をばかにしたり悪口を言ったりした人は、拘留か料料とします。

【刑法230条】名誉毀損(めいよきそん)

誰かの名誉を傷つけて評判を落とすようなことを、多くの人たちに知らせた人は、それが事実かどうかに関係なく、3年以下の懲役か禁錮または50万円以下の罰金とします。

